

新型コロナウイルス対策支援 マスク等の寄付や寄付金をいただき ありがとうございます

寄付金などを有効活用するため、「新型コロナウイルス対策助け合い基金」を設置しています。皆さんのご協力をお願いします。

問い合わせ 財政課

マスク等を寄付していただいた方

(1月5日現在)

企業名	所在地	内容
(株)Legolith	青梅市	サージカルマスク、アルコールハンドジェル・詰め替え用

※市立総合病院で受付
※特に多くの寄付をいただいた方（個人を除く）で、公表を承諾した方のみ



雑誌・雑紙の回収・再利用にご協力を

雑誌・雑紙は、地域の資源回収または回収日（第2水曜日）に出してください。ひもで束ねるか、紙袋や封筒に入れて口が開かないようにひもでしばって出してください。



雑紙として出せるもの
菓子や食料品の紙箱等
▽画用紙、習字の半紙（絵の具や墨がついていても可）▽チラシ、パンフレット、プリント類▽封筒（窓のビニール部分は燃やすごみへ）、紙袋▽カレンダー、ポスター、包装紙▽ラップ、トイレットペーパーの芯▽ティッシュの紙箱（口のビニール部分は容器包装プラスチックごみへ）

雑紙として出せないもの
圧着ハガキ▽粘着物、汚れ、においがついた紙▽感熱紙▽カーボン紙、ノーカーボン紙▽コーティング紙、ワックス等で防水加工された紙▽写真▽使い終わったティッシュペーパーやペーパータオル▽レシート▽金・銀・アルミはくがついた紙▽和紙ほか

問い合わせ 清掃リサイクル課
ごみ減量推進係

青梅市くらしのガイドを各戸へ配布

2月上旬から、「青梅市くらしのガイド」を各戸へ配布します。3月5日になっても届かない場合は、秘書広報課へご連絡ください。問い合わせ 秘書広報課
広報係（市役所4階）



△「青梅市くらしのガイド」
(2021~2022年版)

新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により介護保険料の納付が困難で、収入の減少等が一定の条件に該当する第1号被保険者（65歳以上）は、令和2年度に限り、申請により介護保険料の減免が特例で受けられます。

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者
②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）が前年と比べて3割以上減少した場合、減少する事業収入

等に係る所得以外の前年の所得が40万円以下の第1号被保険者
条件や計算方法などの詳細は、市ホームページ（記事ID：22449）をご覧ください。
申請方法 3月31日（必着）までに郵送または直接介護保険課（市役所1階）へ
問い合わせ 介護保険課 介護保険管理係

国民健康保険・ 後期高齢者医療保険に加入している方へ 新型コロナウイルス感染症に伴う 傷病手当金を支給します

対象 次の①②③のすべてに該当する方
①青梅市国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している方
②給与等の支払いを受けている方
③新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができない方

支給期間 労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
支給額 1日当たりの支給額

給付（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額）×3分の2×日数（支給対象となる日数）
※1日当たりの支給額には上限（標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額）があります。
※給与等の全部または一部を受けることができるときは、支給額が調整される場合や、支給されない場合があります。
適用期間 令和2年1月1日〜3月31日まで、療養のため労務に服することができない期間
※入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで
申請・問い合わせ 国民健康保険に加入している方：郵送で保険年金課へ・保険年金課係
▽後期高齢者医療保険に加入している方：郵送で都広域連合「お問合わせセンター」0570・086・519へ・市保険年金課後期高齢者医療係
※詳細は、市ホームページ（記事ID：19948、21945）をご覧ください。
※申請には、医師の意見書や事業主の証明が必要で、状況により提出書類等が異なりますので、事前にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響による 国民健康保険税・ 後期高齢者医療保険料の減免

対象世帯・減免額 表1
参照 表1
対象となる保険税（料） 令和元・2年度分の保険税（料）
令和元・2年度分の保険税（料）

日3年3月31日に特別徴収の対象となる年金の支払い日が設定されているもの
※詳細は、市ホームページ（記事ID：19387、22272）をご覧ください。
申請・問い合わせ
▽国民健康保険税：3月31日（必着）までに郵送で保険年金課資格賦課係へ・保険年金課資格賦課係
▽後期高齢者医療保険料：2年12月以降に後期高齢者医療制度に加入した方は3月19日（必着）までに郵送で保険年金課後期高齢者医療係へ・保険年金課後期高齢者医療係
※2年11月以前に後期高齢者医療制度に加入した方は、申請期限を過ぎていきますので、ご相談ください。

表1 対象世帯・減免額

対象世帯	減免額
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯	全額免除
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の令和2年中の収入の減少が見込まれ、主たる生計維持者が次の①~③のいずれかに該当する世帯	表2の減免対象保険税（料）額に表3の減免割合をかけた金額
①事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが、元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること	
②元年の合計所得金額が1,000万円以下であること	
③収入減少が見込まれる種類の所得以外の元年の合計所得金額が400万円以下であること	

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合は、元年の合計所得金額にかかわらず、表2で算出した減免対象保険税（料）額の全額が免除されます。

表2 減免対象保険税（料）額の計算式

減免対象保険税（料）額 = A × B ÷ C
A…世帯の被保険者全員について算定した保険税（料）額
B…世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる元年の所得金額
C…主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の元年の合計所得金額

表3 減免割合

元年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2